

改葬許可の流れ

①「改葬許可申請書」を、対馬市のホームページからダウンロードしていただくか市役所窓口にてもらってください。



②「改葬許可申請書」の記入例を見ながら、記入漏れがないように記入してください。



③「改葬許可申請書」は2部（1部は許可書として交付）提出してください。



④「改葬許可申請書」を市役所下記窓口へ提出または郵送してください。

【提出及び郵送先】

- ・ 対馬市役所 環境政策課
- ・ 美津島行政サービスセンター
- ・ 中対馬振興部 住民生活課
- ・ 峰行政サービスセンター
- ・ 上県行政サービスセンター
- ・ 上対馬振興部 住民生活課

● 郵送の場合（下記を同封願います）

- ・ 改葬許可申請書（2部）
- ・ 許可申請1回につき300円の手数料
手数料については、定額小為替証書（郵便局）
- ・ 返信用封筒（切手を貼ったもの）



⑤内容を確認後、「改葬許可書」を発行します。



⑥「改葬許可書」を移転先の、墓地・納骨堂管理者に渡し、お骨を納めます。